

## 令和3年度第1回建設事業評価有識者会議

日時：令和3年9月2日

開会 13時30分

開 会

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ただ今より、令和3年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。委員の皆様には、本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます。市政改革室大規模事業リスク担当課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、開会としまして、本日の出席者のご紹介をさせていただきたいと思っております。

失礼して座らせていただきます。

昨年度まで委員を務めていただいております織田澤委員と山本委員がご退任され、新たに北野委員と瀬木委員にご就任していただいております。

ここで新たにご就任いただいた、北野先生と瀬木先生のご両名に一言ご挨拶を頂戴いただければと思います。まず、北野先生よろしくお願いたします。

○委員（北野委員）

ご紹介に預かりました、弁護士の北野と申します。専門としましては都市の住環境に関する活動等を行っておりますので、ぜひ法律家の立場からご意見させていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

続きまして瀬木委員よろしくお願い申し上げます。

○委員（瀬木委員）

ただいまご紹介に預かりました、神戸大学の瀬木と申します。今回より委員として着任させていただきます。専門といたしましては、インフラの公共事業の評価や、都市計画、交通計画などを研究しております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございました。

また、事務局の方でも異動がございまして、市政改革室の室長でございますが、前任の羽東が退任いたしました。新たに花田が就任しております。一言この場をお借りしまして、ご挨拶させていただきます。

○事務局（市政改革室花田室長）

改めまして皆様こんにちは。今年度から市政改革室長を務めております花田と申します。ご挨拶が遅れまして大変申し訳ございません。

委員の皆様方には、本当にご多忙の中、また、コロナウイルス感染症第5波というのが、襲ってきておまして、昨日は大阪府域で3千人を超える感染者が出たというような、大変な中ではございますが、ご出席を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症につきまして、当室も関与しておりますので簡単にご説明を申し上げたいと思っております。

コロナウイルス対策は1年半以上の取り組みになりますけれども、大阪市の最重要課題ということで、市長から全組織を挙げて取り組むようにという指令が参っておりまして、当室も小さく、職員が33名でございますけれども、全員が6月から健康局保健所の兼務職員ということで、大規模接種センターの設置運営に関わっております。

この運営につきましては、今のところ9月26日をもちまして終えることができそうでございますけれども、1週間に約2万5000人に接種するというようなことで、日々やっております、実は本日出席しております、野口も、第2班の班長として、その班員を、班員は別の課の者もたくさんいるんですけど、率いて全員でやっているところであります。

そういう中で第1回の日程の変更等いろいろと先生方にはご迷惑をお掛けいたしましたこと、改めてお詫びをしたいと存じます。

さて今年度の会議でございますけれども、評価対象といたしまして、大規模事業評価が3事業、そして、事業の再評価が16事業予定されてございます。

この合わせて19事業というのは例年に比しまして非常に大きな数になってございまして、3回に分けて、今年度は実施をさせていただく予定でございますが、本日だけでも、こども青少年局所管の大規模評価が2件、それから再評価につきましては、建設局所管のものが7件ということで、計9件についてご議論をいただくことになってございます。

非常にタイトなスケジュールで、限られた時間ではございますが、当会議は、事業の効果や効率性等の向上を図るとともに、広く、議論を公表いたしまして、透明性の確保を図ることを目的としておりますので、どうか各対象事業に対しまして、忌憚のないご意見を賜りまして、活発な議論となることを期待しているところでございます。

なお、今回の開催に向けましては、当会議のあり方自体につきましても、ご意見を頂戴したく存じております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。皆様よろしくお願いいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。その他、本日ご出席いただいております、各委員の皆様方につきましては、昨年度から引き続きということもございますので、お手元の資料の一番上、次第の裏面ですね、委員名簿及び座席表を掲載しております、この座席表をもって委員のご紹介に代えさせていただきたいと思っております。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の次第をめくっていただきまして、右肩に資料番号を付番しております。

まず、【資料1】本会議の開催要領、1枚ものでございます。

続きまして、【資料2】建設事業評価の今後の進め方について、A4の1枚ものでございます。

続きまして、【資料3-1】大規模事業評価調書東部こども相談センター整備事業、ホッチキス止めのA4が2枚でございます。

続きまして、【資料3-2】大規模事業評価調書、南部こども相談センター再整備事業でございます。

続きまして、A4横【資料3説明資料】といたしまして、こども相談センター両事業の説明の際に使わせてもらう資料でございます。

めくっていただきまして、A4の1枚ものが【資料4】でございますが、ここからが事業再評価にあたりまして、【資料4】が事業再評価、今年度の対象事業一覧表でございます。

その次、【資料5】でございますが、非常に枚数が多くございますので、事前に事務局で確認しまして、

確認できた資料をクリップ止めさせていただいていますので、クリップ止めの資料があることを確認していただければと思います。

続きまして、【資料6】につきましては、令和3年度事業再評価対象外事業の一覧と付属資料、【資料7】につきましては、継続中事業の自己評価結果一覧表でございます。

以上、資料の過不足等はありませんでしょうか。

それでは議事に移って参りたいと思います。

ここで報道の皆様にお願ひでございます。これ以降の写真撮影、録画録音などにつきましては所定の位置でお願ひいたします。

#### 内容（1）委員交代等に伴う座長選任等について

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

ここからは議事でございますので、本来ですと座長に議事進行をお願いさせていただくのですが、今年度につきましては委員の交代がありましたので、新たに座長を選任していただく必要がございます。

お手元の【資料1】をご覧ください。

座長につきましては、第4条第1項「委員は、その互選により有識者会議の議事を進行する座長を定める」と規定されておりますが、時間の都合上、事前に委員の皆さまにはお諮りしており、北詰委員に座長をお願いさせていただいております。昨年度に引き続き、北詰座長、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、開催の第4条2項に、座長に事故があるときはあらかじめその指名する者が、座長の職務を行くと規定されております。座長代理でございます。北詰先生、座長代理のご指名をお願ひいたします。

○座長（北詰委員）

はい。どうもまず座長を承りました、よろしくお願ひいたします。

それで、座長代理でございますけれども、非常にご見識が高く経験も豊かな、玉岡委員にお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは座長代理につきましては、座長のご指名ということで玉岡委員お願ひさせていただきます。これからの議事進行につきましては、今、選任されました北詰座長にお願ひさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### 内容（2）建設事業評価の今後の進め方

○座長（北詰委員）

はい。では今日は盛りだくさんですね、早速進めたいと思ひます。

内容の2、建設事業評価の今後の進め方について、これにいきたいと思ひますので、まず事務局よりご説明願ひします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

事務局でございます。右肩【資料2】、「今後の進め方について」をご覧ください。

今年度、これからの予定でございますが、本日は第1回ということで、資料に記載の9事業を対象に、集まっていたいただいた会議の場では、所管局からの事業の説明、それから委員からの質疑ということをお願ひさせていただきます。

特に、説明等が過不足なくされたという時には、今後の対応方針の部分の意思の確認、これを本日させていただけたらと思っております。

そして、第2回、第3回、今年度は、全19事業を3回に分けて、同じく意見聴取の場となる有識者会議をさせていただきまして、1月下旬でございますけれども、対象となります全事業の対応方針（案）に対するご意見を取りまとめて、ホームページ上で公表させていただきたいと思っております。

また、各事業の調書等は、会議終了後すみやかに公表させていただきますが、全事業に対する意見の取りまとめ一覧というものを1月に、公表させていただきまして、2月ごろを予定とさせていただいておりますが、2月の大阪市会の予算要求の時期に合わせまして、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、本市として、当該事業をどのように実施していくか最終的な対応方針を公表させていただきたいと思っております。今年度の進め方としては以上でございます。

なお参考に、進め方の表の下段に、本日ご議論いただきます、大規模事業評価及び事業再評価の視点につきまして、改めてではございますが記載させていただいております。

大規模事業評価ですと6つの視点、事業再評価ですと必要性、進捗状況、優先度の3つの視点で、それぞれの視点に沿って所管局が説明させていただきますので、その視点に沿ってご議論をいただければと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○座長（北詰委員）

はい、ありがとうございます。まずスケジュールについてはこれでよろしいでしょうか。

それから最後に、大規模事業評価、事業再評価のそれぞれの評価の視点がここに書かれております。ご説明もそれに沿ってなされるでしょうし、我々の審議も、丁寧に一つ一つというわけにはいかないかもしれませんが、これに沿ってやって参りますのでよろしくお願いいたします。

### 内容（3）大規模事業評価について

（ア）（仮称）東部こども相談センター整備事業

（イ）南部こども相談センター再整備事業

○座長（北詰委員）

それでは次に参ります。内容の3、大規模事業評価、「（仮称）東部こども相談センター整備事業」「南部こども相談センター再整備事業」この二つにつきまして、ご説明をお願いします。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

こども青少年局中央こども相談センター所長の岸本でございます。

本日は、4か所目の児童相談所となる「（仮称）東部こども相談センター」の新築と、「南部こども相談センター再整備」による一時保護所の新築、既存施設の改修につきまして、大規模事業評価のご意見を賜りますようお願い申し上げます。

事務局には簡潔に説明ということでございますので、早速ですが、事業内容の詳細につきましては、担当者からご説明申し上げます。

○所管局（中央こども相談センター 藤原調整担当課長）

中央こども相談センター調整担当課長の藤原と申します。よろしくお願い致します。私の方から説明させていただきます。

大規模事業評価におきましては、これまで北部こども相談センター、中央こども相談センターの事業

計画につきましてご議論をいただいていたところでもあります。

今回につきましては、4か所目となる東部こども相談センターの新築及び、南部こども相談センターの再整備についての事業計画を説明させていただきます。

資料につきましては、どちらも児童相談所であり同じ目的を持った施設でありますので、説明内容が重なることから、説明資料の「東部こども相談センターの設置及び南部こども相談センター再整備」、この説明用資料で説明をさせていただきます。A4の横版です。よろしくお願いします。

1ページですけれども、事業目的、経過ということで、今回施設整備を行うわけですが、そこまでの経過ということでもあります。

平成28年以降に児童福祉法が改正をはじめ新たな取り組みや、ガイドライン、プラン等が、国から発出されておりました、児童相談所に関しては大きな動きがあったところでもあります。

まずその結果として、児童福祉司や、児童心理司の増員、一時保護所の環境改善を強めていくなど、児童相談所の機能強化を図ることがされておりました、今回の施設整備事業のきっかけとなっております。

2ページですけれども、これまでの経過、大阪市がどのように今までやってきたかということについてです。児童相談所は、元々市内に1か所だけでしたが、虐待相談件数が大幅に増加してきたこともあって、平成26年9月に、南部と北部に新たに児童相談所を設置するというので、その時点で3か所体制とすることを決定しております。

それから平成28年10月に、南部こども相談センターが2か所目として開設をされております。

また、中央こども相談センターにつきましても、今の施設が、先ほどのガイドラインと合致していませんので、平成31年1月に移転建て替えをするということを決定しております。

それから3か所目まではやることは決定したのですけれども、以降も虐待相談件数がさらに増加しております、当時3か所体制を決めた平成25年度に3193件でしたが、平成30年度では倍ぐらいの数字に増えており、これに対応していくために、令和元年10月に、鶴見区に4か所となる、東部こども相談センターを開設するというので、決定をしたところでもあります。

その後令和3年1月に、南部こども相談センターについても、今の建物がガイドラインに合致していませんので再整備をして、一時保護所の移転と移転後の空きスペースを事務所に活用する改修工事を行う、ということを決めたところでもあります。

そして、この4月に北部こども相談センターが3か所目ということで、開設されてきたという経過がございます。

それでは3ページに参りまして、これから建設していく建物の事業規模を掲載しております。

位置は、JRの放出駅から北東へ進んだところの黒い四角のところでございます。敷地面積が2358平方メートル。ここに新築工事ということで建てさせていただきます。建物については鉄筋コンクリート造で地上4階建て、建築面積は約1350平方メートル。延床面積は4500平方メートルを予定しております。この土地につきまして、今はアスファルトで何も建物が建っていないところで、空き地の状態である土地でございます。

建物の延床の概要につきましては4ページの方に、各階の面積が載っておりますので、それをご参考にしてください。現在、基本設計をしているところで、基本設計時点の面積となります。

それからめくっていただきまして、5ページですが、南部こども相談センターの事業規模になります。現在平野区の喜連瓜破の駅から西へ行ったところに南部こども相談センターの建物がございまして、そ

この施設概要を掲載しております。

昭和 58 年建築で、2 か所目として平成 28 年 10 月にここに開設されております。元々は中央こども相談センターがここにありまして、それが森ノ宮に移転した後に南部こども相談センターになったという経過がございます。

敷地については 1693 平方メートル、建築面積が 712 平方メートル、地上 4 階建て、地下 1 階建ての延べ床面積で 5400 平方メートルとなっております。

この建物から西の方へ行ったところに、一時保護所を建設する用地がありまして、その内容が 6 ページになります。南部こども相談センターの一時保護所の建て替え用地ということで、今の南部こども相談センターから西へ約 720 メートルといったところで、敷地面積を今 2500 平方メートルで考えております。元々は市営住宅が建っていたところで、今はもう解体して空き地になっている土地でございます。地上 3 階建てで、約 2000 平方メートルの建物を建てるという計画を立てております。

それから 7 ページになりますけれども、児童相談所の強化スケジュールということで、4 か所体制を目指していますので、そのスケジュールについてここに記載させていただいています。

北部こども相談センターはこの 4 月から開設をしております、前回かけさせてもらった中央こども相談センターについては、浪速区の土地へ移転するというので、現在実施設計をしている最中で、令和 6 年度中に建設が終わる予定です。

これから計画している東部と南部ですけれども、東部こども相談センターにつきましては現在基本設計を行っているところでございます。令和 8 年度中の開設ができるような予定で今進めております。

それから南部こども相談センターの一時保護所を新築するというのですが、そこについては今年から基本計画ということで、どういう建物を建てるかをこれから考えていって、同じように令和 8 年度中に一時保護所を開設するというので予定しております。

また、南部こども相談センターの一時保護所が出ていった後の部分については、相談部門の事務所として改修工事を行う計画をしております。

次の 8 ページになりますが、こども相談センター及び一時保護所がこれからどのように設置されていくかのイメージ図をここに書かせていただいております。

本市では建物を整備して最終 4 か所体制ということを目指しております。管轄区については、ここに参考にお見せしておりますが、今現在 3 か所なので、こういった管轄になっておまして、令和 6 年度末に中央こども相談センターが浪速区の方に移転しますので、その時点ではこういった体制になっていくということで考えています。

その後 4 か所目の東部こども相談センターが鶴見区にできますので、最後はそういった区分けで、それぞれ管轄をして運営をしていくという状況で予定をしております。

管轄区については、これから虐待相談件数がどのように推移していくか、各区ともわからないと思いますので、4 か所の中でその時の状況に応じて管轄区の変更も考えながら、運営していきたいと考えております。

9 ページになりますが、事業の必要性ということで、この数字を挙げさせてもらっています。虐待相談件数であるとか、一時保護所の入所者の状況についてでございます。

左のグラフのとおり、虐待相談件数は大阪市も含めて全国的に、ずっと右肩上がりに伸びている状況でございます、これについては今後も増加する見込みであろうと考えられます。増加していく児童虐待相談件数に対応するために、児童相談所を増設していくという必要がありますが、その増加数はどこ

まで伸びるかで施設の規模も変わってきます。どこまで増えるかということは、わからないというところがありますが、施設整備をする中で目安としては、今後の増加数の考え方ですけれども、大阪市と大阪府も含めて、虐待防止対策の取り組みが割と一定進んでいるような状況でございますので、現時点で今後虐待相談件数が過去と比較してここまで大幅な増加があるということは、考えにくいと思っております。

直近の伸び率は平成 30 年から令和元年に 6316 件から 6525 件と 3 % ぐらい伸びているのですが、その 3 % ぐらいの伸び率が令和 10 年度まで、3 % ずつ一定に伸びていくということで仮定しまして、目安の虐待相談件数というのを推定しております。その件数が 8511 件ですけれども、この件数に対応するための職員の必要数に対応できるような事務スペースを整備していきます。

一時保護所ごとの入所定員につきましても、下の表のとおり定員を超えた状況での入所が、常態化しているという状況を解消するためにも、一時保護所の増設であるとか定員の増員というのをやっていく必要があると考えております。

それから 10 ページに参りまして、事業効果の妥当性です。

課題としては虐待相談件数が大幅に増加しておりますので、児童相談所を増設する必要があるということ。それから一時保護所の環境改善です。ガイドラインが出てから個室対応であるとか、家庭的な環境が整理できてないということがありますので、家庭的な環境というのはリビングスペースを作ったり、普通のご家庭にあるようなユニットバスであるとか、洋式トイレの設置を、集団でやるということではなくて、6 人ぐらいのユニット単位でそういうスペースを設けるということで、整備が必要ということ。北部こ相はガイドラインに対応している施設になっております。中央こ相については浪速区に移転する時に、このガイドラインに対応した整備を進めているところでございます。

それから一時保護所の定員につきましては定員を超えた受け入れが常態化しておりますので、それを解消するためにも定員の増員が必要ということで考えております。

それから一時保護所もそうですけれども相談部門のスペースについても、中央は建て替え時に解消できますが、南部につきましては、もう今現在でも職員の増加による狭隘状態ということがありまして、南部こ相につきましてはまだ整備が先になりますが、当面は近くの未利用施設に一部の職員を移して、そこで対応していくということを考えております。

それから児童相談所の機能強化による職員の増員に伴う執務スペース、面接室、会議室等についても南部については、増やす必要があると考えております。

こういった課題に対応する、東部こども相談センターを設置する、ということについての効果につきましては、児童相談所の増設の効果ということで迅速な組織判断ができる、組織が小さくなりますので、判断を早くなるということを考えております。それから安全確認が迅速で効率的にできるということ、区役所等の関係機関との連携が強化しやすくなるということ、4 か所になることで、近くにできることとなりますので市民の方が利用しやすくなるということが効果として考えられます。

南部こども相談センターの再整備に伴う効果ですけれども、再整備の効果としては、一時保護所を外に出すことで、今の建物ではちょっと狭くてできない家庭的な環境というのが改善できるという効果がございます。相談業務につきましても事務スペースを広げることで、相談業務等の機能強化を考えられるということで効果を考えております。

次 11 ページの方へまいります。これらの課題に対して、整備手法ということで、虐待相談件数の増加とか、4 か所目を設置するというで課題に対応していくということと、南部こども相談センターに

については先ほどから申し上げていますが、一時保護所を別の場所に移転して、空きスペースを事務所に改修して事務所のための床を増床するという、いうことで考えております。

南部こども相談センターは、昭和58年の建設でありますので、大阪市での建物の目安として、大体鉄筋コンクリートですと、築60年、65年ぐらいは使えると考えています。まだ建物的には使える建物ですから、その建物を活用して、その空きスペースを事務所に活用する、執務スペースを増やして事務所にするというふうに思っております。

それから、一時保護所の部分につきましては今の南部は面積が狭いため、その中で個室化や家庭的環境への改善を図ろうとしても、耐震や窓の位置などとても制約が多いので、現施設での増床というのは難しく、別の場所に新設します。

定員超過の状態を解消するために本市全体の一時保護所の入所定員も増やす必要があるということで、4か所目には一時保護所を付設した建物を作り、南部こ相につきましては別の敷地で建て替えます。それに伴いまして定員が、4か所目が40名で、北部が今40名の定員にしております。そして建て替え後の中央こども相談センターの一時保護所が60名、南部につきましては現在30名ですが、これを40名にふやして合計180名の定員で大阪市全体の、一時保護所に保護できる子ども達の定員としていきます。12ページに参りまして、事業費の妥当性ということで各施設の面積なり、その事業費というのを記載させていただいております。

南部こども相談センターについては一時保護所のみ建て替えるになりますので、地上3階建てで、ここに記載している通りでございます。総事業費としては約12億8000万円を考えております。

それから南部こども相談センターが空いた後の今現在使っている地上4階建ての建物は、改修工事費として、約1億5000万円を計上しております。

それから4か所目の東部こども相談センターにつきましては、約27億4000万円の予算を今計上しているところでございます。

既に進めている中央こども相談センターと北部こども相談センターも掲載しております。北部こども相談センターの方が建物の規模が少し小さくなってございます。これにつきましては、北部が先ほどの年表にてご説明しましたが、ガイドラインが出る前に3か所体制を決めましたので、その時点でその建物を建てる敷地を探しに行っていたのですが、その時にはユニット化であるとか、リビングスペースを考慮してなかったもので、ちょっと延床面積が若干少ない想定で、土地を探していたんです。

実際の設計等が始まったときにそのタイミングでガイドラインの変更が出ましたので、そこに合うように、その土地の中でできるだけ大きく建てるにはしましたが、記載している大きさが限界でして、リビングスペースも設けているのですが、延床面積がここまでしか広げられなかったため、他の所よりは少し狭くなってございます。

そうしましたら、この資料についてはここまででございます。あと調書の方で3ページ、3枚目の方になります。5番の安全、環境への影響と対策というところと、6番の事業の整備運営手法等の検討状況ということで説明させていただきます。

5番ですが、安全対策としては、どちらも敷地の近隣に小学校がありますが、工事期間中については当然ガードマン等を配置して安全確保を図っていくということで、対策を考えております。それから環境に配慮した整備ということで、エコの関係でLED照明とか、間伐材を使用していった環境に配慮した作りにいたします。

それから建物の環境への影響とか、その対策ということで、これから建てるものは、児童相談所です



ので、施設の性格上その施設が環境に影響を及ぼすという施設ではありません。ですからそこはいいのかなと思うのですが、実際建てる時には、当然騒音とか振動などが出ますので、そこについては抑制する手法を検討していきたいと思っております。また、当然工事期間中は騒音とか工事車両の通行については周辺地域に配慮を行いながら進めていきます。

どちらの施設についても地元の連長さんとかにも説明しておりまして、何か進展があるごとに、随時説明しながら進めていきたいというふうに考えております。

6番の事業の整備運営手法等の検討状況ということでPPPとかPFIの手法の検討についてですが、児童虐待に関しましては、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき、一時保護や、措置といった強力な行政権限を行使するため、児童相談所の運営を民間業者に託すということとはできないということでございます。

また、児童相談所の設備整備につきましては、最低基準や運営指針、一時保護所のガイドライン等に基づいて行う必要があります。設計や建築などで民間事業者の裁量の余地は小さいということです。児童相談所は公で運営していくものであり、民間で行う手法は蓄積されていないということもございません。以上の点からも本事業においては、PFIは導入しておりません。

今回の建物につきましては、単独で児童相談所として建てるということで、他の施設の複合化、多機能化については行わず、新設を行っていくということで、進めております。

事業計画については以上でございます。

どうかご議論の方よろしく申し上げます。

○座長（北詰委員）

ご説明ありがとうございました。大規模事業評価は、これは新たに予算化しようとする事業に対する事前評価の役割であります。6つの視点、継続性については予算もそうですけど、ちょっと話を少し端折っておられていましたが、基本的に事業の必要性、事業効果の妥当性、事業費の妥当性、継続性それから、環境への影響や安全対策、事業の整備・運営手法等の検討状況について、この視点に沿って、事業実施の妥当性について、見解がありました。

この内容につきましてですね、ご意見ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。どんな内容でも結構です。自由に手を挙げてご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員（北野委員）

ちょっと何点かありますので、一つずつお聞きする方式でよろしいでしょうか。

○座長（北詰委員）

はい。

○委員（北野委員）

事業の効果についてお聞きします。まず前提となる質問ですが、一時保護所の環境につきましては、ガイドライン等に照らすと現状では十分な対応ができておらず、また、現状でも定員オーバーしている状況があるということですが、定員オーバーの場合は、実際にどのようにして保護している、具体にはどうやって保護をしているのでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

今は北部こども相談センターがこの4月からできまして、全部個室です。細かいですが、男子の個室が15、女子の個室が15、幼児は10人分の畳部屋があるのですが、現状は女子と幼児で使用しています。個室ですので、30人でしたら30人しか、子供は寝られないのです。

今女子の一時保護はとりあえず 30 名までですので対応できています。中央には男子だけです。こちららはもともと男子女子幼児合わせて 70 名の定員で運用しておりまして、前の前の、一時保護所の基準ですので、大部屋です。個室ではないのです。ですので、2 段ベッドを入れたり、部屋も女子が北部に出た分が空いておりますので、全体に入れることで、今日でしたら 35 名ぐらいの小学生以上の男子が生活しているということです。

南部につきましては、前の基準で作ってございまして、個室ではないのですけれども、居室はかなりゆったりしています。

ですから定員が 3 名のところに、布団をもう一つ入れて、4 名寝かせるという対応はできますので、そういったことで、一時保護しております。

#### ○委員（北野委員）

ありがとうございます。今いただいた説明を前提に考えていきます。

全部の施設が将来的に完成した場合、資料 11 ページにありますように定員が 180 人まで伸びるということで現在の 100 人からすると、1.8 倍でかなり余裕が出てくるころだとは思いますが、他方で、9 ページのところを見ても平成 29 年から令和元年のデータを見ると、例えば平成 30 年では、最大 150 人までいっている時などもありまして、今後一応全体の虐待相談件数が右肩上がりに伸びていくと予想されています。プラス 3% でシミュレーションされているということですが、180 というのは、余裕を持った数なのか、将来的に施設が完成してくる令和 8 年程度ころには、これでも足りない可能性もあるのか、十分余裕のある数字なのか、どのようなご認識でしょうか。

#### ○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

実は先ほどご説明しておりませんでしたけれども、一時保護のガイドラインでは、子どもの安全確保が可能な場合は一時保護所という閉鎖的な環境にいる間をできるだけ短くして、例えば一時保護委託などで、開放的な環境に早く子供を移すべきだということが指摘されております。

ただ残念ながら大阪市の場合、一時保護をしている子供を一時保護委託する先ですね、児童養護施設であったり里親さんであったりに余裕がありませんので、ほとんど一時保護所で保護しているという現状がございます。これが将来的に里親を開拓できれば、一時保護所の所内保護の数を減らすことが可能になってきます。

それと、ガイドラインにも書かれているんですが、家庭的な環境ということが、今は施設でも一時保護所でも要求されてございまして、その一つに原則個室ということもありますし、施設規模ですね、今児童養護施設では 45 名以上の施設は作られないのです。

普通の施設は、お子さんが入ったら、一定期間、同じメンバーで生活するのですがけれども、一時保護所というのは、出たり入ったり、不特定とは言いませんけれども、多数のお子さんが、入所しては退所するという非常に不安定な集団ですので、その集団が大きいというのは子供に、精神面で非常に良くないので、男子 15 名、女子 15 名、幼児 10 名、計 40 名が限界と考えています。15 名の考え方は、6 名でワンユニット、これを 2 グループ、加えて 3 名の個室については、入所したてのお子さんは健康観察が必要になるので、1 日程度集団から離れて生活するために必要となります。ですから、現状の施設の規模の中で実現できる最大限の規模が 40 名ということです。

これをじゃあ 60 名にしたらどうなるかということ、家庭的でなくなるってことです。40 名がマックスというなかで絵を描けるかということ、先ほど言いましたように、将来的には一時保護委託を進めていかないとはいけませんので、対応できるように努力していきたいと思っております。

それともう一つは、今は所内保護期間が非常に長くなっているのですね。それで、一時保護の延べ日数、延べ児童数が非常に増加している。実人員は、それほど増えてはいないのですけれども延べ日数が非常に伸びています。平均しますと、一人当たり 40 日以上在所していることになるのですね。

これは、一つの要因としては、例えば施設に入るのに施設に空きがないということがあります。一時保護所で待っているお子さんが、多いときは、一時保護所の半分ぐらいいました。今はかなり改善しているのですけれども。

ですので、一時保護所を出た後の受け皿が充実すれば、そこも解消されると思いますし、また別の観点から申し上げますと、例えば在宅支援が非常に充実してくれば、わざわざ一時保護しなくても、通所指導で対応できるようになるということも可能性としてはあります。我々としては、180 の定員を有効に活用し、この中でしっかりやっていきたいなと思っております。

○委員（北野委員）

ありがとうございます。あと 2 点お願いしたいです。

相談スペースが現状不足しているという点が課題として挙げられていましたが、相談スペースは時代に応じて、プライバシーの確保や、また、職員の確保、安全性確保の観点から、ある程度の設備を整えておく必要性というのが、近年では高いのかなと思うのですが、今回計画されている設備におきまして、相談スペースのあり方や、相談時におけるセキュリティの問題において考慮されている点というのがありますでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

プライバシーの確保ということでは、区役所ではよくカウンターとかで仕切りだけで相談されているところもございますけれど、児童相談所は全てが個室でやっておりますので、一定スペースは絶対必要です。

南部の場合は、既存の建物を改修して相談室を作っていますので非常に狭く、い。窓のない面接室もあります。そういった意味では、南部の相談室、事務所スペースの改修というのは、緊急性の高いものだと思います。

中央につきましては、これもアピオ大阪という昔の勤労者福祉の施設を改修して作っています。一定広さがありましたので、古い建物ではありますけれども、現状として、一つ一つの相談スペースが狭いとか、圧迫感があるとか、職員の安全が確保できないとか、相談者のプライバシーを確保できないといったことはございません。

ただ、児童福祉司とか児童心理司の数を、国の基準に従って計画的に増員しておりますので、相談室の数が、その職員の数に対して足りないというところは実際あります。

そういった意味で、職員の数に見合った相談室の数を整備していかないといけないというのが現状でございます。

○委員（北野委員）

最後なのですが、保護所も移転するということですが、近時ニュースなどを見ていると、反対運動でトラブルになっていることがあります。現状予定地につきましては、そのような反対等はありませんでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 藤原調整担当課長）

地元の連長（連合振興町会）さんの方にも行かしていただいて、町会の場で意見がございましたかとお聞きしたところ、特に反対されるということではなくて、地元としてはもともと市営住宅の空き地なの

で、早く何か大阪市の方で使ってもらえるのであれば、安心なので協力しますということで、特に反対意見等は出ておりません。

○委員（北野委員）

私から以上です。ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

他にご意見。いかがでしょうか。

○委員（清水委員）

先程の委員ご指摘の2点目、180名の一時保護所の人数が、これが妥当なのかというところで、先ほどのような説明ではいろいろな対策をしていくから、おそらくこれぐらいで収めたいというようなお話だったかなと理解いたしたのですけれども、実際シミュレーション等されていると思うのですけれども、この180名が足りるかどうかというところについて、ちょっと根拠とかいうようなものっていうのは、いかがでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

令和2年度の虐待相談件数は、元年度と比較して減っているのです。我々の対応する相談件数が増えるとか減るとか、一時保護する必要がある子供が、増えるとか減るというのは、根拠をもって、確実に数式で立てられるとか、そういったものではありません。

いろいろな要素が絡み合って、またいろんな対策を講じながらやっておりますので、先生がおっしゃったような根拠というのがないのですけれども、現状の最大数は154ですから、あと今は里親の開拓にも力を入れておりますので、そういった意味では、何とか180の中でやれるように最大限努力していくというのが現時点でいえることかなと思います。

○委員（清水委員）

ありがとうございます。印象なのですが、マックス154名かとおっしゃったと思うのですが、それに対して、180というのが、足りなくなるのではないのだろうかという懸念があるのですけれども、今回4か所体制ということですが、これについて、この先児童相談所の5か所目の建設とか、そういったお考えというのもおありでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

児童相談所は一時保護所ですか。

○委員（清水委員）

一時保護所です。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

これについてはやっぱり戦略会議とか政策的な場で決めていますので、私の立場で申し上げることはできません。

しかし、ただ単に箱を作るだけではなくて、当然そこで子供のケアに当たる職員も相当数必要なので、40名の施設でしたら、調理とかも含めて、職員が同じぐらいの数いるのです。24時間の施設ですから、もう1か所増やすということは、そこで働く職員の確保という点からも、かなりハードルが高いと思うので、やはり限られた人材をしっかりと活かしてやっていくものと思っています。

ここでは触れられておりませんが、先ほど申しましたように、平成29年に出された「新しい社会的養育要求ビジョン」では、里親など家庭養育を推進しようということで、施設よりかは里親さんに委託してください、或いは一時保護所ではなくて、里親さんに一時保護委託してくださいというこ

とが推奨されております。

それは子供のために必要なことだとはっきり書かれておりますので、それに向けて、私どもも別の事業を打ち出して里親の開拓に努めてもおりますので、そういった意味では、一時保護委託先の確保も、必ずしも夢物語ではございませんので、十分やっていけるかなと思っております。

○所管局（中央こども相談センター 藤原調整担当課長）

すいません。9ページの資料のちょっと補足なのですけれども、最大値ということで154名ということなのですが、この最大値はある時点での男女・幼児別の入所の最大値を合計したもので、あるどれかの日に154人いたということではないです。だから最大154人が入っていたわけじゃなくて、目安として、どのくらい最大で入っているのかっていうのを見るために書いているものなので、実際の入所数は平均が113から4であるとかその辺になっていきますので、一時的に150になっているということとはございません。そこだけちょっと補足させていただきます。

○委員（清水委員）

ありがとうございました。

もう一つ、南部の方で、今回一時保護所を別棟で建てられるというふうなご説明だったかと思えます。離れてしまうこと等で、何か事務を進めていく中で何かこう、デメリットみたいな点ですとか、そういったことが生じないのでしょうか。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

全くないわけではありません。ただし全国的に見れば、例えば大阪府、堺市も児童相談所と一時保護所は別の建物にありますし、児童福祉法でも、「一時保護所は児童相談所に付設するか、或いは密接に連携をとれる場所に設置する」となっております。歩いて9分ですから、十分に連携をとれますし、事業に支障のないものと考えております。

○座長（北詰委員）

他質問ありますでしょうか？

○委員（玉岡委員）

質問が1点と意見が1点ありまして、質問は半分ぐらい答えていただいたので、確認の意味なのですが、

180名ということで、それに対応するように職員もちゃんと配置しないといけないことですが、やはり非常に難しいと思いますけれども、職員の確保ってというのはめどが立っているのでしょうかという質問です。

意見はですね、やはりもちろん相談件数が増えて、保護するという点で対応することももちろん重要ですが、やはりその件数が増えているってこと自体が、大問題で、それを減らすようなことも施策としてやらなきゃいけない。なぜこういうふうに分数が増えていけるかっていうことについて、また区とも連携して他に原因を追究していく、どうやって減らせるか、全国的に増えていると思うのですが、市としてどうしていくかってことについては、重要かと思えます。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

職員の増員計画につきましては、一時保護所だけでなく、児童福祉司、児童心理司、管理職も含めて、向こう10年間程度の計画を立てて、人事室と協議しております。

2点目の相談件数はなぜ増えているのか、減らす対策を講じているかということについて、ちょっとお時間がないのですが、丁寧に説明して、ご理解いただきたいと思うので、少しお時間過ぎてもよ

ろしいでしょうか？

○座長（北詰委員）

どうぞ。

○所管局（中央こども相談センター 岸本所長）

はい。報道でも、虐待対応件数が右肩上がりに増えているということで、とにかく虐待が増えているのだとご理解をされていると思います。平成 24 年に、総務省が「児童虐待の防止等に関する政策評価」を行っておりまして、これは厚生労働省のホームページで公開されておりますけれども、その中に書かれているのですが、「有識者研究会での意見を踏まえ、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることがあると考える」ということで、増えているという側面もあるし、顕在化している、発見が進んで増えているという面もあり、これは逆にプラスですので、なかなか単純に、増えているからけしからんとか、いうことではなく、やはりなぜ増えているのかということ、多角的に考察する必要があるのではないかなとか思っております。

実は児童虐待相談というのは、児童相談所だけではなく、市町村、本市では区役所でも対応しているのですけれども、ここでは児童相談所の対応件数についてだけご説明させていただきます。

児童虐待相談件数はこの十年間で、総数で約 3 倍に増えております。

ただ、どういった相談が増えているのかということを見てみますと、一つは相談経路別に統計を取っているのですが、一番増えているのは警察からの相談・通告なのです。10 年前 494 件だったものが、令和 2 年度は 4622 件。9.3 倍の増加で、次は児童相談所からの、これは他府県の児童相談所からのケース移管なのですけれども、これが 32 件が 198 件で 6 倍。その次に伸び率が多いのが、学校等で、197 件から 555 件と、2.8 倍増えているのです。

なぜ伸びているのか、これは全国的に見ましても、せんだって全国の児童福祉主管課長、児童相談所長会が書面で開催されましたが、その資料でも全国的に見て警察からの相談・通告が、非常に増えており、全国平均で虐待相談の約半分なのです。

本市の場合は 4 分の 3 が警察からの通告のです。

なぜこういったことになっているかということなのですけれども、一つには、虐待の定義が広がったということ、二つ目は、虐待への理解が深まって、認知発見が進んだこと。この二つが大きな要因ではないかなと私たちは考えております。

一つ目の虐待の定義の拡大なのですけれども、児童虐待の定義は、児童虐待防止法に記載がございまして、我々それに基づいて業務を行っております。平成 16 年の法改正で児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、DV ですね、これが心理的虐待と定義され、家庭内の DV 事案の認知件数が増加して、それが警察からの心理的虐待についての通告に繋がっているという側面が一つあります。加えてですね、平成 25 年の「子ども虐待対応の手引き」これは通知に相当するものなのですけれども、この改正で、子どものきょうだいに虐待を行うことが、心理的虐待に追加されました。

だから、3 人きょうだいで 1 人のお子さんが暴力を受けたら、この子は身体的虐待、あとの 2 人は心理的虐待ということで、3 件になるのです。そういうことでは虐待相談件数が増えているということが、背景のひとつとしてあるのではないかと考えられます。

2 点目の、認知発見が進んでいる、これにつきましては、特に学校からの相談が増えているということがあります。全体の件数としてはそれほど大きくはないのですけれども、10 年以上前の児童虐待防止法ができた平成 12 年当時と比べますと、家族親族、近隣知人、そして子ども本人からの相談も随分と

増加しております。

これはやはり、深刻な児童虐待事件が報道されますと、市民の方の心を揺さぶるといいますか、児童虐待に対する意識が高まります。

加えて行政も、本市もそうでしたけれども、深刻な事件が起こると、啓発広報に一層力を入れますので、そういったことで、社会全体で虐待への理解が高まる。発見をしたら声をあげないといけないのだなということが理解されるようになってきたということがあると思います。

ですから、以前でしたら、これはしつけど見過ごされていたような事象が、虐待じゃないかということで、我々に通告があるということも増えてきております。

本市で言いますと、平成 21 年に発生した小学生女児死亡事例を受けて、当時の中央児童相談所の中に、24 時間 365 日つながるフリーダイヤルの児童虐待ホットラインを 21 年の 9 月に開設しまして、その時から啓発広報に努めております。そこでは「間違っても構いません。虐待かなと思ったら、通告してください。通告者の秘密は守られます」ということを常日頃から広報しております。

国レベルでも、全国共通の児童相談所虐待通告ダイヤル、昔は 0570 だったのですけれども、市民が覚えやすいように 3 桁化しようということで、平成 27 年 7 月に「いち早く」189 になりました。当初は有料でしたけれども、令和元年 12 月から無料化ということで、こういったことも、市民の皆さんが相談通告しやすい体制に繋がっていると思います。

加えて、児童福祉法に、要保護児童対策地域協議会というネットワークが規定されており、そういった協議会が機能することで、心配なご家庭の早期発見、虐待の発生予防に繋がっております。一方、当然減児童虐待を減らす努力は当然しないといけないわけで、児童相談所だけではなく大阪市全体で取り組んでいるということです。

一つは子育て支援事業ですね、やっぱり子育ての不安感負担感が不適切養育であるとか、児童虐待に繋がることが多いというのは、研究で明らかになっております。ですので、子育て支援情報の提供ですとか、相談窓口が区役所であるとか、保育所、地域子育て支援センター、子ども子育てプラザ、つどいの広場とかで用意されております。それから、例えばクレオ大阪子育て館では、夜間も繋がる子育ての電話相談、これもかなり利用されております。

また、福祉分野だけではなくて、乳幼児健診などの母子保健事業も乳幼児に接する貴重な場で、子育ての孤立化を防ぐためにも、児童虐待予防の視点を持って取り組むということが、厚生労働省の通知にも書かれております。本市でも、妊娠の届け出であるとか、乳幼児健診の機会をとらえて、悩みを抱える妊産婦と早期に発見して、相談につなげるということに力を入れております。

平成 31 年からは、赤ちゃんへの気持ち質問票事業を実施しまして、出産後の養育者のメンタル状態も把握して、支援が必要な養育者には、保健師に引き継ぎを行い、児童虐待防止を視野に入れた早期管理を行っているところです。

ちょっと長くなりました。以上です。

○座長（北詰委員）

はい。どうもありがとうございました。

この件は私が引き取らせていただいておりますか。まとめさせていただきますけれども、実はこの施設、今回は建設事業評価ですけれども、この施設は、ハードのみで議論でできるものではなく、ソフトの運営が主となる事業です。運営を上手く効果的にやっていく中で職員の数なども変わってくるので、それに応じて部屋の数だとかそういったのが、かなり連動するようなタイプのものがあります。

もう一つは、一連の流れでこの施設に対する入口と出口があって、例えば虐待件数、それをうまくコントロールすることによって、また同様に建設すべき施設規模だとか機能だとかが全部変わってくることがありますので、この建設事業だけ単独に取り出してきて、やはり施設規模が大きいのだのなんのだのとか、ちょっと議論がしにくいついていうタイプのものです。

ですので、今日ずっとお話をいただいた中で、事業費等の妥当性の施設規模のところ、全体としていろいろ議論した中では、スペースが不足しているので、床面積として必要としている分を増やさなきゃいけないということに関しては、もう妥当であることは論を待たないと。

ただそれ以上について、規模を大きくしたり機能を変えたりしていくことについては、これに関する総合的な政策、施策の判断であるとか、展開に応じて進めていくべきものであるというふうに考えるべきかなと、思うのですね。

要するにここの施設規模だとか、機能を議論するために、考えなきゃいけない要素がすごくたくさんあるので、それをこの建設事業評価有識者会議ですべて判断するっていうのは難しいので、そこは、現場で行政を、実際実務を担当されている方のご判断を尊重しようじゃないか、というのが、この大阪市建設事業評価有識者会議としての立場と、考えてはいかがかというのが私からの提案でございますがよろしいですか。いいですかね。

ですので、事業費等の妥当性のところで、少なくとも新たに建設をするということについては妥当であるというふうに結論づけさせていただいて、その後の規模拡大を含めた判断は、市全体の、この児童に関する総合政策の中から、さらに判断を進めていくべきものであるっていう、ちょっとこれだけ書き加えさせていただきませんか。それを書き加えていただければ。

多分、この有識者会議としての役割が、そこまでが限界かなと。いかがでしょうか。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

記載内容の追加については、さきほどの座長のご提案に所管局の方でご異議がなければ、調書にその内容を付け加えていただいて、資料の公開も修正後の調書も載せていくので、差し替えた文書でもって審議を行って1月に妥当の委員意見をいただくということで、この会議では従来からさせてもらっております。修正した調書の表現については委員の皆様個別に確認の上、その意見も添えて最終的に座長に確認させていただく。という手続きで進めさせていただきたいと思うのですけれども、所管局としては特にそれで問題ないでしょうか。

○所管局（こども青少年局中央こども相談センター 藤原調整担当課長）

大丈夫です。

○座長（北詰委員）

はい。では、そういう話をさせていただきます。

他に質問はありますでしょうか。はい、お願いします。

○委員（綴木委員）

工事費のところ、1点だけご確認させてください。評価表で東部のみに土壤汚染がありますとなっていますが、その対策費用の話です。建設費の積算単価は50.1万円ということで、これは東部も南部も一緒なのですが、この単価には土壤汚染の対策費は含まれてないということでいいですか？

○座長（北詰委員）

ご覧になっている資料のどの部分ですか

○委員（綴木委員）



大規模評価業評価、資料3のうち、3ページ目ですね。それと、資料の3の2、2ページ目。下の方、建設費の積算価格が、50.1万円となっています。

○所管局（中央こども相談センター 藤原調整担当課長）

50.1万円というのは、北部こ相の事業費の実績のことを言っておりますので、それをベースにして、建物の建設費を予定しています。土壌汚染対策費は別枠で出しており、そこは含まれませんので、建物については南部と建設単価が同額になっている通りでございます。工事費の中には工事費代と、土壌汚染も含んでおります。

○委員（綴木委員）

わかりました。

○座長（北詰委員）

ありがとうございます。じゃあすいません、時間も大分過ぎたので、私がまとめさせていただいた方法で進めさせていただけるということで、どうぞよろしく申し上げます、ありがとうございました。

#### 内容（4）事業再評価について

##### 街路事業

ウ 河堀口舍利寺線整備事業 エ 鞍作線整備事業 オ ニ崎塚線（西成南）整備事業

カ 十三吹田線整備事業 キ 天王寺大和川線整備事業 ク 長柄塚線整備事業

ケ 木津川平野線整備事業

○座長（北詰委員）

それでは、内容4の事業再評価について、対象となる街路事業の7事業を一括でご説明をお願いしたいと思います。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

建設局、街路課長の橋田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは【資料4】の令和3年度第1回建設事業評価有識者会議事業再評価対象事業一覧表をご覧ください。これにございます1番から7番の街路事業につきましてご説明させていただきます。

まず、個別の事業のご説明に入らせていただきます前に、街路事業全体の基本的な考え方、事業の進め方をご説明させていただき、その後、個別の事業を説明させていただきます。【資料5-1】街路事業実施状況説明資料をご覧ください。まず1ページ目でございます。街路事業につきましては、都市計画法に基づきまして、交通施設として位置付けられまして、基本的には用地買収を行いながら進めている事業となっております。

2ページ目は、建設局の運営方針における街路事業の位置づけということで記載させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、3ページ目でございます。大阪市の現在の都市計画道路法につきましては、戦後間もない昭和21年に決定されたものを基本としまして、その後、適宜、追加・変更を行っておりますが、平成25年には、都市計画道路の見直しによりまして、社会経済状況の変化を踏まえた必要性についても検証を行った上で、現在の姿となっております。都市計画道路は、都市の骨格軸を形成するとともに、都市活動を支える根幹的な施設であり、これまで、着実にその整備を進めてきております。ページ中ほどの

表に現状の「都市計画道路の整備状況」をお示ししてございます。これは令和3年4月時点の数字でございますが、計画延長は514キロメートル、そのうち、整備済延長は412キロメートル、整備率にしますと80%と進捗させておまして、残り約102キロメートルにつきまして、順に事業を進めている状況になっております。事業中の路線につきましては、一番下の表に記載しておりますように現在36路線、33キロメートルとなっております、現在その事業中の路線につきましても鋭意、整備を進めております。4ページ目は街路事業の決算額の推移ということでこの10年間の数字をお示ししております。

5ページ目をご覧ください。都市計画道路整備の選択と集中の考え方を示したものです。昨今では財政状況が厳しくなる中、限られた財源を有効に活用するため、市民の皆様の声も聞きながら、当面10年間の整備見通しを示す「都市計画道路の整備プログラム」を、平成28年9月に策定いたしております。

また基本的な考え方ということで、1つ目の丸に書いておりますように、優先度が高い路線に重点を置いて整備を進めることとしております。優先度が高い路線の考え方として大きく4点でお示ししております。黒の四角でお示ししているのが、その4点です。

まず、1点目は「密集住宅市街地における防災骨格を形成する路線」でございます。こういう道路について重点的に進めております。図の中ほどにございます市内中心部にハッチをかけた図があると思いますが、市内に密集市街地が広がっておりますので、この密集市街地の骨格を形成する道路につきまして重点的に整備を進めております。

2点目は、「他事業と連携して進めるべき路線」ということで、左側の図に、住宅市街地整備とあわせて効果を発現するために進めている事業の例を示しております。右上の図が、自動車専用道路へのアクセスに寄与する道路ということで、その下の図が、連続立体交差事業に合わせた都市計画道路の整備ということで、こういった他事業と連携して効果を発現する事業についても重点的に整備を進めております。

3点目は、大阪都市再生環状道路の一部を構成する自動車専用道路「淀川左岸線（2期）」でございます。これも優先的に整備を進めているという路線でございます。

4点目は、「用地取得率が高く整備効果の早期発現が見込める事業中路線」ということで、完成間近な路線につきまして、集中投資をすることで効果を発現していく考え方でございます。以上説明しましたこれらの4点を集中的に進めております。

次に6ページ目でございます。ここでは、整備効果の早期発現についての考え方を示したものでして、一つの路線の中でも整備の進め方を工夫しており、段階的整備ということにも取り組んで効果を発現しております。

中段の例aにございますような防災に資する道路につきましては、早急に用地を取得して土地を確保することで避難や延焼遮断の効果発現をめざす事例でございます。例bは部分的に歩道が狭くなるが車線数を確保することで自動車交通の円滑化に取り組んでいく事例でございます。例cは、駅周辺における部分的な整備を行いまして駅へのアクセス性の向上を図るもの、例dは、渋滞する交差点付近における部分的な整備など、道路整備による効果が少しでも発現できるように取り組んでおります。また、その下でございますが、その他の路線につきましては、しばらくは積極的に進捗を図ることが困難な状況となりますので、重点的に進める路線の進捗を見計らいながら、順次整備を進めていくこととしております。以上が都市計画道路の進め方でございます。

次に7ページ目をご覧ください。表については、「事業中路線の見通し」として、プログラム中に記載して、市民の皆様にも公表しているものでございます。先ほども申し上げましたが36路線が事業中と

なっております。本表においては、密集市街地に関わる路線である防災骨格路線、他事業と関連する路線、重点的に進める路線に該当する路線の位置づけを記載した上で、プログラム上は前期5年で完了させるもの、また、後期5年で完了させるもの、もしくは、まだ継続するものとして各路線の整備見込みをお知らせしております。

この整備プログラムの位置づけ、整備見込みと対比する形で、今回対象となります令和3年度再評価における評価、対応方針等を取りまとめております。表の中でハッチをしている7路線が今回の対象となっております。その右側に①必要性の評価、②実現見通しの評価、③優先度の評価、④対応方針を並べており、下段に示す考え方にに基づき①～③の評価を行いまして、その評価に基づき、④の対応方針を決定させていただいております。

街路事業の実施状況の説明は以上でございます。

次に個別路線の調書について説明させていただきます。【資料4】の7路線の一覧表にお示ししております。今回、特に表中のd欄（全体事業費の増減の有無）、e欄（完了年度の延長の有無）につきまして、表にお示ししているようにそれぞれ全体事業費につきましては3路線、完了年度の延伸は2路線で変更しております。

変更にあたりまして建設局では、令和3年度から、公共事業を進めて行く中で発生する「事業費増加」や「事業期間の遅延」に関するリスクを事前に把握することで、その発生でありますとか発生した場合の影響を最小限に抑制することを目的に体制強化を図っております。これにより、より一層のリスク管理の徹底とこれを局内で共有する取り組みを進めております。

今般の再評価の審査にあたりまして各路線で既に顕在化しているもの、或いは、今後想定される増額等のリスクにつきまして検証を行っております。

顕在化している増額リスクにつきましては、今回の再評価における全体事業費に盛り込んでおります。表の中では2番の鞍作線、3番の尼崎堺線（西成南）、6番の長柄堺線の3路線において事業費を変更しております。

なお、顕在化しているリスク以外の今後想定される事業リスクにつきましては、事業完了までの期間に発生する予測不可能な物価上昇などの事業費増嵩リスクや、工程遅延リスクに注視しまして、今後とも各事業の進捗管理と合わせてリスク管理の徹底に努めまして、リスク顕在化の可能性が高まった場合には、速やかに見直しを行ったうえで、全体事業費に反映させていくこととしており、今回は物価上昇等による想定リスクは事業費変更には含めておりません。

また、工程遅延リスクにつきましても、平成28年度に受けました再評価より変更している路線が2路線ございます。1番の河堀口舎利寺線については令和4年度から令和6年度まで、6番目の長柄堺線については令和3年度から令和6年度まで、それぞれ完了年度を延伸しております。

これら事業費増額及び事業期間の延伸の理由については、個別路線調書にてご説明させていただきます。

それでは、個別の路線についてのご説明をさせていただきます。

まず、1番目の河堀口舎利寺線です。【資料5-2】をご覧ください。まず本路線の概要でございますが、その前に【資料4】の2ページ目に7路線の全体の位置図をお示しさせていただいておりますので参考に見ていただきながら、個別路線について見ていただけたらと思います。

まず、河堀口舎利寺線は、本市南東部の生野区において、東西に結ぶ補助幹線道路という位置付けになっております。当該区間につきましては、南北を縦断している都市計画道路豊里矢田線と森小路大和

川線を結ぶ、補助幹線道路という位置付けでありまして、建物の老朽化や建て詰まり、狹隘道路や公園・オープンスペースの不足がありますような、防災面や住環境面で多くの問題を抱えている生野区南部地区におきまして、面的な老朽住宅の密集市街地整備事業を行うものでございまして、これと一体となって整備を実施しているものであります。本路線の延長は880メートル、幅員は現道幅員6.5メートルを15メートルに拡幅し、将来的には両側2車線の道路の整備を行います。本路線の整備によりまして、戦前に市街地化された当地区の防災性の向上を図ってまいりたいと思っておりますし、地区内から周辺の幹線道路へのアクセスが容易となり利便性の向上が図られます。また併せて、電線類を地中化いたしまして、無電柱化することにより、安全で快適な道路空間の整備を図っております。また本路線は、「大阪市地域防災計画」におきまして、整備後、避難路に指定する予定でありまして、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」令和3年3月策定においても、生野区南部地区は老朽化した木造共同・長屋建住宅や狹隘道路が多く存在し、重点的に対策を行う地区に位置付けられておりますので、都市防災性の向上を図る重要な路線としても、河堀口舍利寺線は位置付けられております。

続きまして、現在の事業の進捗状況についてご説明いたします。【資料5-2】の3ページ目の「図3 進捗状況」をご覧ください。凡例で載せておりますけれども黒塗りが用地取得済みの箇所、薄いグレーが整備済みの箇所、斜線が残用地取得物件でございまして、残用地につきましても鋭意用地取得を進め、道路整備を行っております。1ページ目にお戻りいただき、3の事業の概況のところに進捗率という形でお示ししておりますが、用地取得率につきましては、前回の事業再評価時の88%から、現在約97%でございます。工事進捗率は、29%から33%と進捗を図っております。

また、冒頭に説明させていただいた通り、完了年度の延伸を行っておりますが、前回再評価時は令和4年度としておりましたが、用地交渉において、権利者との協議に時間を要していることから、予定年度での完了が困難となったため、令和6年度に事業期間を変更させていただきたいと思っております。

これらの状況を踏まえまして、6番の対応方針（案）でございまして、先ほどご説明させていただいた通り、本路線は都市防災機能の向上を図る重要な路線であるとともに地区内を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の向上の観点からも必要性が高い路線でありまして、重点的に予算を確保しながら事業を実施していくことから前回の事業再評価と同様に、「事業継続（A）」とさせていただきます。

7番の今後の取組方針としましては、生野区南部地区整備事業と連携して進める必要があり、重点的に予算を確保いたしまして、用地交渉が難航している物件については土地収用法の適用も視野に入れながら、用地取得を進め、用地取得ができた区間から工事を実施し、早期効果発現を行いまして、令和6年度の事業完了をめざしていきたいと考えております。

次に鞍作線でございます。資料は【資料5-3】でございます。

本路線は、本市南東部の平野区におきまして、東大阪市の境界から主要地方道大阪港八尾線（都市計画道路名称では平野八尾線）までの間を南北に縦断する補助幹線道路であります。本路線が存在する加美地区において住宅整備が図られており、住宅（加美東第1住宅、加美東第2住宅等）と主要地方道大阪港八尾線を連絡する道路としての整備を行うものであり、将来的には、東大阪市内の都市計画道路衣摺大蓮南線の整備により道路ネットワークが形成されるものでございます。延長は840メートル、幅員は現道約7.5メートルを16メートルに拡幅しまして、両側2車線の補助幹線道路としての整備を行います。現道は、歩道幅員が狭い箇所や、歩道未整備の箇所があるなど住宅整備により増加した道路利用者の安全性の確保が必要であります。このことから、本路線を補助幹線道路として整備することによ

り、歩道が拡幅され、歩行者の安全性が向上することと、主要地方道大阪港八尾線を経由し、大阪中央環状線へのアクセスが容易となり利便性の向上が図られるものと考えております。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化については、本路線は、平成 28 年度に策定した都市計画道路の整備プログラムにおいて優先的に整備を進める路線には位置付けておりませんが、厳しい財政状況の中、買取要望に対応するための予算確保に努めまして、引き続き事業進捗を図ることにしております。B/C は資料の下に書いてございますように 1.86 となっております。

現在の進捗状況につきましては、河堀口舎利寺線と同様、資料の 5 ページですが、こちらに「図 3 進捗状況」にお示ししているものでございます。本路線は、重点的に投資を行う路線に位置付けておらず限定的な事業実施にとどめざるを得ないということで、当初計画に比べ進捗が遅れ、事業が長引いております。用地取得率は、前回の事業再評価時の 88%から 89%、工事進捗率は、前回の事業再評価時からの進捗はございません。

また、前回再評価からの変更点としては、全体事業費の変更を行っております。前段でご説明させていただきました通り、リスク管理の観点から見直しを行いまして、特に工事費でございますが歩道整備費用について、当初計画での費用と現在の整備形態による費用に乖離があることが判明しましたので、事業費の見直しを行っており、全体事業費としては 25 億円から 27 億円に 2 億円の増額をしております。

これらの状況を踏まえまして、7 番の対応方針（案）をご覧ください。本路線は自動車交通の円滑化や歩行者等の安全性の確保の面で必要性は高く、歩道は一部未整備の部分があるものの、大部分において連続性が確保されているため、事業の遅延による影響は比較的少ないと見られ、限られた予算の中で、本路線への重点的な予算配分は難しく、限定的な事業実施にとどめざるを得ないと考えております。引き続き建築制限が課されている地権者の買取要望への対応などに努めながら実施し、前回の事業再評価と同様に、「事業継続（C）」としております。

今後の取組方針としましては、限られた予算の範囲では本路線への重点的な予算配分は難しいと考えておりますが、今後とも、優先的に進める他の路線の収束に合わせて、引き続き予算確保に努め、事業進捗を図ることとしております。

続きまして、3 番目の尼崎堺線（西成南）になります。【資料 5-4】をご覧ください。

本路線は、本市西部を南北に縦断する幹線道路であり、愛称は「新なにわ筋」で親しまれている道路であります。当該区間は、西成区の北側を東西に結ぶ国道 43 号から都市計画道路木津川平野線までの区間であり、湾岸地域を通過しているため、大型自動車の交通量が非常に多い路線であります。延長は 1,680 メートル、幅員は現道幅員 20 メートルを 30 メートルに拡幅整備を行うものです。本路線は、「大阪市地域防災計画」において避難路に位置付けられていることと、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」においても、特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地における骨格路線に位置付けられており、都市防災機能の向上を図る重要な路線であります。また、沿道利用は工場から最近では大型店舗と用途が変化してきておりますが、現道の歩道は幅員が狭く、交通安全上課題であるため、歩行者等の安全性の向上を図る必要があります。このため、当該区間の歩道を拡幅し、安全で快適な歩行空間を形成するとともに、堺方面や南港方面への自動車交通のアクセス強化を行い、併せて電線類を地中化し、無電柱化することにより、安全で快適な道路空間の整備を図るものでございます。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化については、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されることから、都市防災性の向上が求められている中、密集市街地の骨格を形成する道路ということで、その整備の必要性が高まっていると考えております。

費用便益比としましては、2.44 となっております。

続きまして、現在の事業の進捗状況についてご説明いたします。5 ページ目の「図3 進捗状況図」をご覧ください。所々残用地が残っている状況でして図の右側の用地がある程度買えている区間につきましては、一定整備を行い、順次整備を行っているところです。用地取得率は、前回の事業再評価時の 84% から 89%、工事進捗率は、前回の事業再評価時 8% から 13% と進捗しております。

また、前回再評価時からの変更点ですが、全体事業費について見直しを図っております。このなかで顕在化している増額リスクにつきましては、北側に南海の汐見橋線との交差部がございます。こちらの交差部におきまして道路の高架橋の整備を予定していますが、この部分におきまして、現計画で計上している費用が近年の同規模工事の実績と少し乖離していることが判明したことや、また車道舗装や電線共同溝整備等にかかる工事費の見直しを図ったため、全体事業費を 114 億円から 136 億円に増額しております。

2 ページ目の 7 番の対応方針（案）でございます。本路線は、先ほどもご説明いたしました、防災上重要な路線であり、また、本路線の整備により、本市の西部における南北方向の機能的な道路ネットワークを形成しまして、アクセス性の向上と歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するとともに緊急時の避難路として必要性が高い路線であり、重点的に予算を確保し事業を実施していくことから、「事業継続（A）」としております。前回再評価時におきまして「事業継続（C）」としておりましたが、今回「事業継続（A）」に変更させていただいております。これは大阪市密集住宅市街地整備プログラムの中でも、優先的に取り組む路線に位置付けておりますので、本路線の位置付けを変えております。

最後に今後の取組方針としましては、引き続き防災機能の向上や道路ネットワークの形成のための整備ということで必要な路線として、重点的に予算を確保しながら事業を実施し、用地取得ができた区間から道路整備を実施し、令和 10 年度の事業完了をめざすこととしております。

続きまして 4 番目の十三吹田線です。【資料 5-5】をご覧ください。

本路線は、淀川区から東淀川区を東西に結び、隣接する吹田市に至る幹線道路であり、整備することにより、大阪市の北東部から吹田市域に繋がるネットワークが形成されることとなります。延長は 780 メートル、幅員は 25 メートル、将来的には両側 4 車線の整備を行う新設道路であります。当該地区周辺は、6 メートル未満の狭隘道路が多く、また本路線は「大阪市地域防災計画」において、整備後、避難路に指定予定であり、都市防災機能の向上を図る重要な路線でございます。このため、本路線を整備することにより、機能的な道路ネットワークを構築し、住宅市街地における交通安全の確保を図りまして、併せて電線類を地中化し、無電柱化することにより、安全で快適な道路空間の整備を図るものであります。

事業を取り巻く社会経済情勢等の変化については、吹田市境界で接続する大阪府の都市計画道路「十三高槻線」は、市境から吹田市南正雀付近まで整備されており、将来的には、高槻方面へのネットワークが形成されることになり、また、当該地区周辺は、先ほども申し上げました通り非常に狭隘道路が多く防災上も道路整備の必要性は依然として高くなっております。また本路線は、平成 28 年度に策定した「都市計画道路の整備プログラム」においては優先的に整備を進める路線には位置付けておらず、優先的に整備を進める他の路線の収束に合わせて本格的に事業を実施する路線としております。

費用便益分析において、B/C は 1.84 となっております。

現在の事業の進捗状況について、5 ページ目の「図3 進捗状況」をご覧ください。本路線は、重点的に投資を行う路線に位置付けておらず限定的な事業実施にとどめざるを得ないため、当初計画に比べ進

捗が遅れている状況でございます。用地取得率は、74%でして前回の事業再評価時と比べますと63%から少し進んでいる状況でございます。工事進捗率は、前回の事業再評価時からの進捗はございません。0%でございます。

資料2ページ目に戻っていただきまして7番の対応方針(案)につきましてご説明させていただきます。本路線の整備により、本市北東部から吹田市に繋がる道路ネットワークを形成し、アクセス性の向上と歩行者等の安全・安心な通行空間を確保するとともに緊急時の避難路としての必要性が高い路線がありますが、平成28年度に策定した「都市計画道路の整備プログラム」において優先的に事業を進める路線には位置付けておらず、限られた予算の中で、本路線への重点的な予算配分は難しく、限定的な事業実施にとどめざるを得ないことから、引き続き建築制限が課されている地権者の買取要望への対応などに努めながら進めていく考えでございまして前回の事業再評価と同様に、「事業継続(C)」としております。

今後の取組方針としましては、限られた予算の範囲では重点的な予算配分は難しいということでございますので、引き続き予算確保に努め、事業進捗を図ることとしております。

次に、【資料5-6】の天王寺大和川線になります。

本路線は、市内の南側、阿倍野区、東住吉区、住吉区と3行政区にまたがり計画されている路線でございます。もともと阪神高速道路大阪泉北線の廃止に伴う用地を活用しまして大阪南部の主要ターミナルである天王寺から大和川を結ぶJR阪和線の横を縦断する都市計画道路でございます。延長は5,520メートル、幅員は平均でございますが29メートルの新設道路であります。本路線の整備により、JR阪和線各駅のアクセス機能の向上が図れることと、従来の阪和線により分断されていた地域ネットワークの強化のためにも重要と考えております。また延焼遮断帯機能などの防災空間の機能向上を図ることや、沿道には、親水空間である桃ヶ池公園、長池公園や長居公園が点在しております。それら沿道の公園とネットワーク化を図ることができるので、地域のアメニティ機能の向上を図るといった面で非常に重要な路線と考えております。

進捗状況については図3-1、図3-2を参照ください。整備状況としましては、1ページの事業の概況にも記載しておりますが、用地取得率は、前回の事業再評価時の71%から約82%、工事進捗率については、前回の事業再評価時の0%から約5%と進捗を図っております。

これらの状況を踏まえまして、6対応方針(案)では「事業継続(B)」としております。

今後の取組方針としましては、JR阪和線の高架化工事事業の完了後、既に広大な空間が広がっている状況から本事業への地域の関心は高まっており、依然として事業の必要性も高いことから、引き続き地域の皆様と調整を図りながら、予算の範囲内で着実な事業実施に努めて、令和10年度での完成をめざすこととしております。

つづきまして、6番目の長柄塚線です。【資料5-7】になります。

本路線につきましては本市の都心部を南方に貫く主要幹線道路という位置付けになりまして、主要ターミナルである天王寺駅へのアクセス道路であります。今回対象となります事業延長は190メートル、幅員は現道幅員34メートルを40メートルに拡幅し、将来的には両側6車線の整備を行います。本路線は「大阪市地域防災計画」において緊急交通路として位置付けられるとともに、令和2年3月に策定された「大阪市無電柱化整備計画」においては、令和10年度までに無電柱化を完了する路線として選定されておりますので、都市防災機能の向上を図る、重要な路線であります。また、阿倍野市街地再開発事業と連携した本事業区間における電線共同溝の整備と現道拡幅によりまして、災害時における広域避

難場所（阿倍野再開発エリア）へのアクセス性の向上並びに緊急車両等の通行、歩行者等の安全性の確保を行います。

費用便益分析において、B/Cは2.34となっております。

事業の進捗状況でございますが、「図3 進捗状況」にお示ししております。用地買収を行いながら道路拡幅を行っておりまして、前回の再評価時の用地取得率55%から約68%、工事進捗率は、前は全く工事が進んでいませんでしたが、今回69%と進捗を図っております。

前回再評価からの変更点としては、全体事業費と完了年度の変更を行っております。全体事業費については、顕在化している増嵩リスクとして、周辺の開発が進んだことによる土地価格の上昇等により、用地取得に係る費用が当初見込みよりも増加していることや、また歩道舗装、電線共同溝整備等にかかる工事費の見直しを行ったため、全体事業費を5億5千万円から9億6千万円に増額しております。完了年度につきましては、前回再評価時は令和3年度としておりましたが、用地交渉において、権利者との協議に時間を要したことから、予定年度での完了が困難となりましたので、令和6年度に変更を行っております。

これらを踏まえまして、7番の対応方針（案）ですが、前回再評価時と同様に「事業継続(A)」としております。

今後の取組方針としましては、引き続き防災機能の向上や道路ネットワークの形成のためにも整備が必要な路線として位置付けておりますので、重点的に予算を確保しながら事業を実施し、令和6年度の事業完了をめざすこととしております。

最後になります路線、木津川平野線です。【資料5-8】です。

本路線は、本市南西部の西成区、阿倍野区を経て平野区の国道25号に至る東西を連絡する幹線道路であります。延長は540メートル、幅員は25メートル、将来的には両側4車線の整備を行う新設道路であります。本路線は、「大阪市地域防災計画」において、整備後に避難路に指定予定であり、「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」においても、特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地における骨格路線に位置付けられており、都市防災機能の向上を図る重要な路線であります。

現在の事業の進捗状況につきましては5ページの図3にお示ししているとおりです。3番の事業の概況のところに進捗率を記載しておりますが、用地取得率は、前回の事業再評価時の3%から約45%に、工事につきましては用地取得中でございますので進捗はございません。

これらの状況を踏まえまして、引き続き「事業継続(A)」としております。

今後の取組方針としましては、防災機能の向上や道路ネットワークの形成のためにも整備が必要な路線と考えておりますので、重点的に予算を確保しながら、用地取得を進め、用地取得ができた区間から順次工事を実施しまして早期効果の実現を図りながら、令和10年度の事業完了をめざすこととしております。

以上、7路線の説明になります。ありがとうございました。

○座長（北詰委員）

どうもありがとうございました。

7路線を個別に一つ一つ議論する時間がないので、気になったところについて、どの事業でも結構ですので、ご指摘、ご質問ありましたらよろしく願います。

いかがでしょうか。はい、北野委員、願います。



○委員（北野委員）

7事業のうちの6番目の事案について、お聞きしたいことがあります。資料で言いますと資料5-7になります。

この事業につきましては、完了年度を延長するということがありまして、その一つの理由として、用地交渉に時間がかかっていると先ほど説明いただきましたが、2番目の事案では、土地収用法を視野に入れていたと調書に書かれていたのですが、この6番目の事業においては、土地収用法の適用も視野に入れているのかという点をお聞きしたいです。

なぜかと言いますと、なかなか土地収用も進んでいないのと図3の進捗状況の図を見ると、他の資料がないので推測なのですが、この3番目の写真を見てみますとこの用地交渉も難しそうな印象があり、本当に3年の期間延長でいけるのかなというような、感想を抱きました。そのあたりの、用地交渉の見通し・現状とか、3年で完成できるのかとか、土地収用の関係などをどのように、検討されているのか教えていただけますでしょうか。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

長柄塚線につきましては、資料でもご説明させていただきましたが、用地交渉の難航で、これまでなかなか進んでなかったということで、事業期間の延長ということになりますけれども、残物件も少なくなっております。

実際に交渉の中で進んでいるという所もございまして、一応我々としては、買収の目途もついている状況であると考えておりますので、今のところの土地収用法の適用というのは考えておらず、令和6年度の完成をめざしていきたいというふうに思っております。

○委員（北野委員）

逆に言うと、二つ目の事業の方は、現状ではなかなか目途が立っていない状況でしょうか。二つ目というか、一つ目でしたね。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

そうですね。一つ目の河堀口舎利寺線。

こちらに残りの用地もそれほどないというふうに考えておりますけれども、生野南部事業と連携しながら進めている事業でございますので、なかなか事業の方が進まないところもございまして、場合によっては土地収用法の適用も視野に入れながら進めていきたいと思っております。

○委員（北野委員）

一つ目の事案につきましては、交渉がうまくいかなかった場合の土地収用も視野に入れて、そういうシナリオも踏まえた上でも令和6年までにはどちらにしても終わる予定ということでしょうか。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

我々としては収用法に行かずとも、任意交渉で、引き続き粘り強く進めていきながら、整備を完了させていきたいと思っております。

図を見ていただきまして、東西方向でできている区間と、それから、整備済区間とですね、ある程度、一部整備済という区間がございます。

両側区間に挟まれた、この区間は整備済あるいは一部整備済でございますけれども、両側の東西の区間についてはまだ未整備というところがございますので、整備に必要となる用地につきましては先行して進めていながら部分的にでも車線を通せるような整備を進めて参りたいというふうに考えております。

○委員（北野委員）

ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

ちょっと答えにくい部分もあると思いますが。

もうちょっとはつきり説明していただけると良いかもしれませんね。

○座長（北詰委員）

他ありますでしょうか。はい、どうぞ。瀬木委員。

○委員（瀬木委員）

尼崎堺線において、この事業を優先的に実施する理由として、密集住宅市街地整備プログラムで防災骨格路線に位置付けられているお話がございましたけども、現状でも幅員は20メートルあるわけですよ。この幅員20メートルというのは延焼防止の観点から、十分ではないということでしょうか。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

おっしゃる通り20メートル幅員はございますので、15メートル以上あれば延焼効果があるというふうに言われております。

そういう意味では現状の幅員でも効果は高いと、あるというふうに考えますけれども、一方で避難路として歩行者の安全、安心な通行ということを考えますと、拡幅整備が必要だというふうに考えておりますので、事業の必要性が高いと考えております。

○委員（瀬木委員）

そうですね。それと後、この密集市街地に仮に火災などが発生した際に、その場所から消火支援にあたるためのアクセス道路として重要なのかと思いました。ありがとうございます。

○座長（北詰委員）

特に、継続Cから継続Aへ上げると言っているわけですから、そういった理由は確認しておきたいですね。他あれば。はい、どうぞ。玉岡委員。

○委員（玉岡委員）

調書の書き方について、例えば、「対応方針（案）」を「事業継続A」とする理由として、『都市計画道路の整備プログラム』に位置付けられているので、優先的に事業を実施する」という書きぶりとなっている。事前に説明を受けているので内容は理解しているが、会議の資料として、優先的に事業を実施すべきと判断ができる具体的な説明があって、だから判断基準にしたがって「事業継続A」とする方が読みやすいし、会議の存続意義としても、「市の計画で優先することが決まっているので『事業継続A』とする」というふうにも読める書き方については、修正していただきたい。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

再評価委員会の審議を経て事業の進め方を議論するということになっていますので、事務局とも相談しながら、表記については工夫させていただきたいと思えます。

○座長（北詰委員）

一番冒頭の、資料5-1で「都市計画道路の整備プログラム」における「選択と集中の考え方」を説明していただいたところで、優先度の高い路線の条件4項目がありますよね。1番目が「密集住宅市街地における防災骨格路線」、その次ですね、「他事業と連携して進めるべき路線」というところ。そこでは、他のプロジェクトと連携して進めるべき理由として、「事業進捗上有利である、または、先送りすることの影響が大きい」と書いている。

街路事業にしる、個別のインフラ事業にしる、周りの関連事業が関連しないはずがなく、どの事業だってそうなんです、特に他の事業との関連において、当該の事業が非常に重要な役割を果たすということは、書いてなくても当然といえば当然のことですが、やはり、他事業と連携しているというだけではなく、どういう役割を果たすかという説明の方がいいかなと思います。

そういう意味で、この4つの評価基準、集中の考え方の2つ目について、この事業評価有識者会議として、ちゃんと見ているとわかるように調書に書いていただければいいかなと思います。

○座長（北詰委員）

7ついっぺんに説明があつて、ちょっと盛りだくさんで、消化不良のところもあるかと思うんですけど、わからなかったら次回もう1回会議を開いてわからない所を詳しく説明してと。事務局は嫌がると思います、遠慮せず堂々と行っていただいて結構でございます。また、わからなかった所を宿題にさせていただいて結構ですよ。いかがでしょうか。

○座長（北詰委員）

座長が言って良いかかわからないですが、特に事業費が割と豪快に増えた所と、それから判断がCからAに上がった所っていうのは、ちょっと慎重に議論する必要があるかなと思っておりますので、私からひとつおたずねします。

6番についてですけれども、長柄塚線についてですが、これは周辺の開発が高まったので、土地の値段があがりましたという表現ですね。写真を見るとわりとビジネス街というか、都会のど真ん中というところですよ。他の地域でそれほど上がらなかったとしてもここは上がってしまいますよという、多分そういうことですね。

どうなんでしょうね。用地交渉ってとっても大変なので、それを見込みがあればどんどんいきます、ちょっと難しかったらCですということであれば、我々有識者会議としては、そうですかというだけになってしまいますよね。で、期間が高まったら、例えば6番のケースであれば、土地の値段が高くなったら事業費上がります、そうですかっていわれると、まあ大きな都会の部分であつて、用地買収に時間がかかって、時間かかると周りの開発が進んで、土地の値段が上がることについては、このご時世ですから決して予測はできないと思いますけれど、じゃあこのままほっとくとまた上がるんじゃないかという懸念がまた出てきてしまいますので、そういう意味では、土地の値段が上がるから事業費上がりますということについてはやむを得ないですけど、ここにありますように、継続Aとして優先的にやるのはいいながら、しかしながら、期間も豪快に3年延ばすわけですから、今回伸ばすことによって、土地の値段の上昇もほぼほぼこれくらいで見込みが立って、ほぼ必ず継続Aでいけるということの確証とまではいわないけれども、有望な妥当性っていうのが欲しい。

事業継続Aですから、完了時期を宣言して重点的に実施するのですから、宣言する限りにおいては、読みようによっては、もう絶対に令和6年に終わるぞと言ってるのに近いですよ。だけど、やっぱり用地交渉に時間がかかれば、また今度、令和6年、ちょっと何年か前には7年8年9年に延びるかもしれないという懸念が拭い去れない状態で、同じことが起こりうると、そうすると我々、令和3年の有識者会議で、例えば継続Aで判断しましたと、また2、3年後同じ有識者会議で伸ばしますとなったときに、じゃあ令和3年の有識者会議、何を考えてんのかという話に当然なるので、やっぱり6番について、引き続き継続Aで、かなりの確率で終わるぞということが、ある程度もうちょっと強く説明できないかと思うんです。

これは、相手のあることなんで、こんな会議で必ず終わりますなんて言えないのは100も承知してま

す。かなり高い確率でこの事業を進められると、令和6年度を終わりの期間としては、昔の令和3年の設定時に比べると自信があります、というようなことが言えるかどうか。何か情報はありますか、いいえ、変な質問で。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

長柄塚線でございますけども、確かに令和6年の設定をして、そこで完了させるということ、今明言しようとしているわけですけど、ちょっと個別の物件に関して、この場で申し述べるっていうことはできないと思っております。

ですが残り数件の物件でございます、ある程度残りの数件については、交渉も進んでおりますし、契約の目途も付いている所も数多くございますので、我々としては確度が高いというふうに思っております。

○座長（北詰委員）

令和6年に事業終わろうとしたら、用地交渉としては、令和何年に終わるんですかね。4年、5年で終わるんですか。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

令和4年度くらいと考えています。

○座長（北詰委員）

来年かけたら、まあかなり、令和6年という数字がでてきているということは、ここ数ヶ月とか1年とかのレベルで、かなり交渉事が進むっていうふうに、内内では考えているのか。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

そういうふうに考えております。

○座長（北詰委員）

はい。そのように考えているわけですね。

議事録、調書としてどこまで書けるかはご検討いただいて、ある程度見通しはついているというふうに理解したいと思います。

○座長（北詰委員）

もう一方、3番の尼崎堺線（西成南）について対応方針を継続Cから継続Aに上げるってというのは、今日ご説明していただいた通りだと思っておりますので、これは、私自身は納得しました。

ただ先生方の中で、ご質問とか、いかがでしょうか。このままいくと7路線全部を妥当って判断をすることになります、良いですか。さっき言いましたようにここでOK出して、また来年再来年あるいは3年、5年後の再評価にかかった時に、令和3年の評価委員会が何してたんだと言われるのが嫌です。

○委員（玉岡委員）

前回は私が言ったかと思うんですけども、新型コロナウイルスへの対策等により非常に厳しい財政状況が想定されるなかで、今日は、あえて言いませんでしたけども、夢洲駅前の施設整備事業費用の負担もふってわいてきましたので、予算の制約がすごくかかると思うんです。

対応方針の事業継続（A）の判定ですけども、その中でもA1、A2、A3、A4とか、もし予算の制約がかかってしまった時に、どれからやるのかって、また予定通り全部できるのか。それで財政持ちこたえるのかってそういう懸念も生じますので、決して無条件で全部認めたっていう、その意図ではないってことだけちょっとくみ取っていただければと思います。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

はい、わかりました。予算の確保については、もちろん現時点での予算の確保状況でございますので、これがさらに後年度にですね、どういう状況になるかっていうのは、我々自身もちょっと評価できないところもございます。

ただ、現段階で確保できている予算、目途でありますとか、そういうのを勘案しますと、重点的な配分が認めるものについては、そこに集中投下していくという考えでございますので、そういう意味ではちょっと現時点での評価になりますけども、Aにさせていただきたいと思っております。

○座長（北詰委員）

はい、ありがとうございます。今日の議論を踏まえると、ご意見、ご質問はありましたが、委員の先生方が非常に、いろいろな事を総合的にお考えいただいてのご審議の中でいくと。この7つの事業に対して、資料の追記とか、資料の追加を要求するとか、次回に議論を持ち越すとかは無ないように思いますが、よろしゅうございますか。

○委員（玉岡委員）

評価Aで費用対効果の数字がなかったのがあるので、それは、追記ください。

○座長（北詰委員）

河堀口舎利寺線整備事業の事業とかですね。簡略っていう形にしておられるから。費用対効果は、算定してあるんですよ。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

ございます。様式に従って表記しておりません。

○座長（北詰委員）

もちろん、1以上ありますよね？

○所管局（建設局 橋田街路課長）

はい、ございます。

○座長（北詰委員）

どうでしょう。この場では妥当ということにして、次回数字くださいで良いですか。

数字だけ示してもらえれば。今の1番だと、2.46ですね、B/C。河堀口舎利寺線。変えてなければ変えてないという数字になると思います。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

前回の評価時のB/Cは2.46でございます。

○委員（玉岡委員）

出るのであれば、載せていただければ。

○所管局（建設局 橋田街路課長）

調書には載ってなくてですね。見直しの方はしております。

○座長（北詰委員）

じゃあ、数字が変わるのであれば、次回お示しください。数字を。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

事務局から補足させていただきます。工期や事業費等の計画変更がない、また、社会経済状況の大きな変更もないものについては、事務の簡素化を考えて、調書作成要領で簡略様式を使用することにしておりまして、そのルールに則って簡略版の様式で出さしてもらっておりますので省略しています。

○委員（玉岡委員）

市民の方は、ご覧にならないんですか。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

この場ですべて出しているということであれば、補足ということで調書に追記をして、ホームページにも追記した調書を上げる方がよろしいかと思えます。そうさせていただきたい。

○座長（北詰委員）

わかりました。ルールに従って簡略化して、前回はそのまま踏襲しているものはそのまま、ちゃんと計算されているのであれば、出していただいたら良いかなと思えます。よろしくお願いします。

○座長（北詰委員）

他、いかがでしょうか。そろそろ時間もまいりましたので。

7つあって、非常に重たかったですが、特に宿題とか、それから反論という形ではなかったと思えますので、いろいろと考える所がありますが、7つの事業についての評価、それぞれ、1番については継続A以下、継続C, 継続A, C, B, A, Aという形になっておりますけど、この有識者会議としては、妥当と判断するという事でよろしゅうございますか。

○座長（北詰委員）

はい。じゃあ、そういう形にさせていただきます。

内容（5）事業再評価対象外事業等について

内容（6）継続中事業の自己評価結果について

○座長（北詰委員）

そういたしましたら、次に参りたいと思えます。

次はですね、内容5と6を一括でいきたいんですが、事業再評価対象外の事業、これは報告になりますね。それから継続中事業の自己評価結果についても報告になりますね。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

はい。

○座長（北詰委員）

では、よろしくお願いします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

それでは事務局から、事業再評価対象外事業等について、及び、継続中事業の自己評価結果について、資料6及び資料7を用いまして、続けて報告させていただきます。

まず、事業再評価対象外事業一覧表でございます。

こちらにつきましては、大阪市の事業評価の実施要綱におきまして、事業再評価の対象事業のうち事業進捗完了がもう見えているもの、具体的な進捗率が90%を超えているものにつきましては、事業再評価を省略することができるという規定がございまして、その対象事業となっている事業を報告するものでございます。2点ございます。

1点目が橋梁事業で、主要地方道大阪狭山線のいわゆる下高野橋ですが橋梁架替事業です。

2点目は道路で、主要地方道住吉八尾線道路改良事業で、どちらにつきましても、事業進捗率が今回90%を超えてきているということで、事業再評価は本当は9事業が対象でございますが、審議対象としましては2件を省略させていただいておりますというご報告でございます。

続きまして継続中事業の自己評価結果資料7でございます。

事業再評価は、要綱に基づきまして、5年に1回、再評価するという仕組みになっておりますが、その中間年度に関しましても、各事業主管局によって、主体的な事業の評価をしていただく、進捗状況の管理をしていただく、それで、事業所管理局に振り返りをしていただくことによって、事業のマネジメントを適切にやっていただくという趣旨で行っているものでございます。

こちらにつきましては、今回再評価の対象37事業につきまして、自己評価を行っていただきましたというのがご報告の要旨でございます。

ちょっとその中で、少しご説明をさせていただきますと、この自己評価の仕方っていうのが毎回この会議の中で議論になっておりまして、3年前は主観的な自己評価で、進んでいるか進んでいないかという自己評価だったんですけども、それでは客観性に欠けるということで、事業費進捗率、当初計画事業費に対して事業費をいくら使ったかという客観的な指標で、計画通り進捗している、計画通り進捗していないっていうような2段階評価に、そういった客観評価に変わっております。

それで昨年度ですね、コスト削減をして、当初計画の事業費を使ってないけども、計画としては順調だという事業がございまして、自己評価結果欄にア、イ、ウってあるんですけども、事業費進捗率は計画未満ですが、計画通りには進捗をしているっていう、客観評価に自己評価を付け加えたような、昨年度からこのような3段階評価でさせていただいております。

それで、今年度ですね、事業費進捗率は計画通り増えているんですが、工程上の進捗が計画通りにいってない事業もあると聞いております。実は3段階では評価できず、評価指標として課題となっている。そういった申し出がありまして、そういった議論が事業局の中で行われること自体が、この事業再評価としてのメリット、効果と考えております。また、今回、評価結果としては3段階とさせていただいておりますが、ご意見をいただき評価指標も改善しながら、適切な事業マネジメントを進めていきたいと思っております。

以上ご報告でございます。

○座長（北詰委員）

報告ではありますが、質問を受け付けますので、何か質問ありましたらよろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

○座長（北詰委員）

では、先生方に資料を読んでいただいている間に、私からちょっと。

アカデミックに言うとインプット評価があって、アウトプット評価があって、アウトカム評価があって。できればアウトカム評価。最悪でもアウトプット評価しなさいと事業ではいうわけですけど、これはある意味ではインプット評価してるわけですね。どれだけお金を使ったかっていう。それに対して齟齬が出るから、イのような修正をしていただいたわけですけど。

自己評価でやっていますのであんまり難しいこととしても、職員の方が膨大な作業できるわけではないので、現実解としてこういう評価でいいと思うんですけど、やっぱりせめてアウトプット評価、「5km あったら4kmまで出来ました」とか、「300㎡ あったら280㎡まで行きました」というようなところが、代理手法としてできるようであれば、それを簡単に採用するようなもの。そっちの、よりできた方あるいはよりできなかった方、混合した評価の中で進めて行かればいいと思いますので。

あんまり複雑な視点だと、だんだん評価疲れになりますけども、イの部分について、今、ご指摘があったような、事業費進捗率はうまくいっているけど、アウトプット評価はあまりうまくいきません

でしたという事についても、ちょっと別の記号を出されたらどうかと思います。イー1、イー2 ぐらい。そこぐらいまでやったのなら何とかいけるでしょう。

あまり複雑にすると皆さんの徹夜作業が増えるので、ほどほどにした方がいいと思うんですけど。やっぱり本来はアウトプット評価。いや、もっと言えば本来はアウトカム評価ですから。そこにできるだけ近づいていけるようなやり方が必要かなと思います。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

アウトカム評価とさせていただきますと、事業の内容によって指標を変えていかなければならなくなるので、すべての事業を横並びで行うのは現実として難しい。

○座長（北詰委員）

おっしゃるとおり。だからやれとは言っていない。それをやり出したら大変。理想と現実は承知しているつもりです。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

今後4段階の評価にはさせていただきたいなと思っています。

○座長（北詰委員）

論理的には昨今、その先のインパクト評価までいってますからね。社会の価値はどれぐらいあったかという話ですが、アカデミックな世界と現実の違いは百も承知です。

先生方もし、資料通じて何かご質問があれば。一応報告ですので、何か審議をするというわけではありません。よろしいですかね。

はい、じゃあ、この点については、ご報告承りましたという形にさせていただきます。

それでは、予定していた内容は以上でございます。ちょっと私の司会が10分ぐらい伸びましたけれども、こういう形で進めることができました。

どうもご協力ありがとうございました。

**閉会**

○座長（北詰委員）

では事務局より今後の予定につきまして連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田大規模事業リスク担当課長）

長時間のご議論、誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして、第1回大阪市建設事業評価有識者会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

なお、次回の建設事業評価は、10月28日を予定しております。次回も非常に短い時間で、多数の案件を予定しておりますが、よろしくお願いいたします。